

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会運営内規

平成十九年八月二十四日  
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会決定

第一条 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会（以下「部会」という。）の運営は、食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）及び食料・農業・農村政策審議会議事規則（以下「議事規則」という。）に規定するもののほか、この内規によって行う。

2 部会の運営に關しこの規定に定めのない事項については、部会長が定めるところによる。

第二条 議事規則第九条の規定により部会に、次の表の上欄に掲げる小委員会を置き、これらの小委員会の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 名称        | 所掌事務  |
|-----------|---|
| 牛豚等疾病小委員会 | 一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。<br>二 牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。 |
| 家きん疾病小委員会 | 一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、家きんの疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。<br>二 家きんの疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。 |
| プリオン病小委員会 | 一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、プリオン病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。<br>二 プリオン病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。   |

第三条 小委員会の会議は、部会長が招集する。

第四条 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する臨時委員の互選によってこれを定める。

第五条 小委員会の議長は、小委員長をもって充てる。

第六条 小委員長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。